

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までも著しく侵害する行為です。そして、児童の心や体の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その命や体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。このようないじめの危険から児童の人としての尊厳を守るため、笠間小学校では、「笠間小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

1 いじめ防止のための基本的な考え方

◎「自分がされていやなことは人にしない、言わない」をすべての教育活動を通して展開する。

- (1) いじめ未然防止のため、小さな変化に気を付けて日頃よりていねいに子どもを見守り、児童理解を深める。また、「どの子へも愛情をもってかかわり、小さなことを認め、ほめ、そしてともに喜ぶこと」を基本姿勢として、児童の自己肯定感を育む。
- (2) 「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の精神を基本に学級(学校)文化をつくりあげ、児童が主体的、積極的にいじめ防止に取り組むことのできるよう人権教育の充実を図る。
- (3) いじめの兆候を把握したときには、一人の教師対応ではなく、速やかに管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を開いて組織的に対応する。
(報告を行わないことは、法律に違反することになる。)
- (4) 「授業で育てる ～授業の量的確保と質的転換～」の合言葉の下、より一層わかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる場づくりに取り組む。さらに、教育相談体制を充実させ、積極的な生徒指導を展開するとともに、保護者、地域住民との連携を大切にして多くの目で子どもを見守る体制を構築する。
- (5) けんかやふざけ合いを軽視せず、見えないところで被害が発生している場合があることを想定して問題行動の背景や事情の調査を確実にを行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (6) いじめ解消の目安は、いじめの行為が止んでいる期間が3か月以上とする。
- (7) 性同一性障害や性的指向・性自認、発達障害児童等について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (8) 東日本大震災により被災した児童や原子力発電事故により避難している児童については、引き続き心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (9) 新型コロナウイルス感染症については、一人一人の行動が感染症防止に有効であることを十分理解させた上で、感染者や濃厚接触者が現れた場合におけるいじめや差別的言動の防止に学校全体で取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つとして、弱者に対していじめや卑怯なふるまいをしない、いじめを見逃さないことを掲げ、組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対して児童が自主的に行う活動を支援する。
- エ いじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発とその他の必要な措置として、人権教室等を実施する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめについての調査等

- (ア) 児童対象いじめアンケート調査 年3回
- (イ) 教育相談による聞き取り調査 年2回

- イ いじめに対する相談体制
 - (ア) 担任による定期的な教育相談
 - (イ) スクールカウンセラー等の活用
- ウ いじめ防止に対する教職員の資質向上
 - (ア) いじめ防止に関する法令等に関する研修の充実
 - (イ) 事例研修の実施

(3) インターネットを通じて行われるいじめ対策

- ア 児童対象情報モラルの指導 特に第6学年には外部講師を招聘して実施
- イ インターネットの危険性に関する保護者への啓発活動

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止対策委員会の設置

- ア 構成員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、児童支援、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係学年主任及び学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

イ 活動内容

- (ア) いじめの未然防止に関すること
- (イ) いじめの早期発見に関すること
- (ウ) いじめ事案への対応に関すること
 - ・いじめであるかどうかの判断
 - ・いじめの解消の判断
 - ・支援、指導等の体制、対応方針決定

ウ 開催

- (ア) 月1回定例会を運営委員会の後に開催する。
- (イ) いじめ事案発生時には緊急に委員会を開催する。

(2) いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認し、いじめ防止対策委員会に報告する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせる。その際、いじめを受けた児童の安全の確保を最優先とする。
- ウ 再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者へ助言を継続的に行う。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、笠間市教育委員会及び笠間警察署と連携して対処する。

(3) いじめの解消について

3か月の経過観察と月1回のいじめ防止対策委員会での状況確認をする。3か月経過後、学校が保護者（被害者、加害者）に確認し解消とする。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対応をする。

- (1) 重大事態が発生した旨を、笠間市教育委員会に報告する。
- (2) 暴行、傷害、強制わいせつ等の事案は警察にも相談や通報し、連携して対応する。
- (3) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するための組織を設置する。
- (4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組について
- (2) いじめの再発を防止するための取組について

6 いじめ防止のための年間指導計画

月	主 な 施 策
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について」を保護者に発行する。 ・学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ・学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ・いじめに関する道徳・学級活動の実施 ・アレルギーに関する児童対応会議
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内児童理解・対応会議①
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間中学校と合同挨拶運動①
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施① ・児童との教育相談① ・保護者との二者面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内児童理解・対応会議②
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する道徳・学級活動の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSの出し方に関する指導
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間中学校と合同挨拶運動② ・児童との教育相談② ・ふれあい集会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施②
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する道徳・学級活動の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講演会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内児童理解・対応会議③ ・学校生活アンケート実施③ ・笠間中学校と合同挨拶運動③

7 本年度の取組

(1) 児童・教職員の取組

◎「自分がされていやなことは人にしない、言わない」をすべての教育活動を通して展開する。

ア 自分たちの問題を主体的に話し合い、解決できる力を育てる。

- ・いじめを生まない学級文化づくり（学級経営、学級目標づくり、話し合い活動の重視）
- ・いのちを大切にす道徳教育の実践（生命尊重、人権尊重の教育の実践、人権集会）
- ・一人一人を大切にす教育環境づくり
（人権コーナー、教室・廊下の環境づくり、おもいやりの木等）

イ 学校生活アンケートの実施・分析

- ・タブレットを使ったアンケートの実施
- ・担任による「いじめ早期発見のためのチェックポイント」の活用

ウ 日々のかかわりや授業を通して自信と意欲を高め、自己肯定感を高める。

- ・児童の善行や様々な努力を認め、ほめる。

エ 本校のいじめ防止プログラム

- ・「ストップ！いじめ笠小プラン（いじめをしない・させない・見逃さない）」にもとづく実践。

オ 「あいさつ」「あとしまつ」「ありがとう」の3あっつの心を育てる継続的な実践。

(2) 家庭・地域での取組

ア 生活習慣を規則正しくして子どもの自立心を育む。

・「あいさつ」「あとしまつ」「ありがとう」の3あっブの心を育てる。

・わが子の声をじっくりと聴き、親としての良識ある態度の啓発を図る。

イ P T A活動の促進により、学校と協力してよりよい問題解決にあたる体制の充実を図る。

(3) 関係機関との連携

ア 学校警察連絡協議会での情報交換（笠間警察署、笠間市教育委員会、各関係団体等）

イ 夏季、冬季情報交換会の実施（笠間市子ども福祉課、民生委員・地区児童委員）

令和5年3月改定